

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フイジー	南太平洋大学情報通信技術センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とフイジー諸島共和国政府との間の交換公文	南太平洋大学情報通信技術センター整備計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	75,000千円 H21.1.31まで	H20.2.1 スバで (同日)	日本側 滑川雅士在フイジー大使 フイジー側 ラトウ・エベリ・ナイイカウ外務・国際協力・民間航空大臣	H20.2.21 114号
フイジー	南太平洋大学情報通信技術センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とフイジー諸島共和国政府との間の交換公文	南太平洋大学情報通信技術センター整備計画を実施するために必要な 1. 情報通信技術センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	2,201,000千円 (H20年度 563,000千円) H21.3.31まで (H21年度 1,638,000千円) H22.3.31まで	H20.5.22 スバで (同日)	日本側 滑川雅士在フイジー大使 フイジー側 ラトウ・エベリ・ナイイカウ外務・国際協力・民間航空大臣	H20.6.4 318号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。